静岡県教育委員会

会議録

静岡県教育委員会委員長加藤文夫は、

平成 26 年 2 月 17 日に教育委員会第 22 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 26 年 2 月 17 日 (月) 開会 13 時

閉会 17 時 25 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 委 員 長 加藤文夫

委 員(教育長)

委員長職務代理者 溝口紀子

委員 髙橋尚子

委 員 興 直 孝

事務局(説明員) 山崎泰啓教育次長

安

倍

杉 本 寿 久 事務局参事兼教育総務課長

鈴 木 啓 之 事務局参事兼学校人事課長

渋 谷 浩 史 教育政策課長

徹

奈良間 一 博 情報化推進室長

櫻 井 洋 二 人権教育推進室長

河 野 康 裕 財務課長

杉 山 和 幸 福利課長

輿 水 まゆみ 学校教育課長

羽 田 明 夫 小中学校教育室長

岩 城 明 高校教育室長

渡 邊 浩 喜 特別支援教育室長

小 関 雅 司 高校再編整備室長

山 田 文 子 社会教育課長

土 井 宏 晃 文化財保護課長

松 田 好 道 スポーツ振興課長

石 井 宣 明 静東教育事務所長

橋 本 勝 静西教育事務所長

谷 野 純 夫 中央図書館長

三ッ谷 三 善 総合教育センター所長

渡 邊 聡 学校人事課人事監

渡 邉 哲 也 教育政策課指導主事

4 その他

- (1)第47号・第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第58号議案は、原案どおり可 決された。
- (2)報告事項1~7は了承された。

【開会】

委員長: ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の会議録の署名は、溝口委員、髙橋委員にお願いする。

【非公開の決議】

委員長: 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。

第52号~第58号議案と報告事項7は人事案件であるため、非公開と

したいと思うが、異議はないか。

全 委 員: 異議なし。

委員長: それでは、第52号~第58号議案と報告事項7を非公開とし、今回は非

公開案件から審議を始める。

<非>第52号議案 教職員の懲戒処分

非公開

【審議の延期】

委 員 長: 時間により、第53号~第57号議案の審議は次回3月5日の定例会に繰

り越すこととする。

<非>第58号議案 条件附採用教職員の正式採用の決定

非公開

< 非>報告事項7 教頭・主幹教諭の希望降任について

非公開

【会議の公開】

委員長: ここで会議を公開とする。

第46号議案 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

第47号議案 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

第48号議案 静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

第49号議案 静岡県教育委員会事務局処務規程の一部改正

第50号議案 静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則

委 員 長: 議案書1頁「第46号議案 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委

任等に関する規則」、議案書5頁「第47号議案 静岡県教育委員会事務

局内部組織規則の一部を改正する規則」、議案書21頁「第48号議案 静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正」、議案書43頁「第49号議案 静岡県教育委員会事務局処務規程の一部改正」、議案書46頁「第50号議案 静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則」について、一括して杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長: < 5 つの議案について説明>

委 員 長: 質疑等はあるか。

溝 口 委 員: 議案書3頁の、教育長への委任について質問である。委任の除外規定 として21項目が列挙されているが、他県の状況を見ると、特別支援教 育に関わる部分についても明記されている。静岡県では「(8)教育委員 会の所管に属する学校その他の教育機関」に、特別支援学校などが含

まれているという解釈でよいか。

教育総務課長: その中に含まれており、他県のように特記していないだけである。

興 委 員: 先ほどの説明では、今回委任事項にメスをいれるのは、他県で多

員: 先ほどの説明では、今回委任事項にメスをいれるのは、他県で多く静 岡県では少ないからということだったが、「教育行政のあり方検討会」 ではそのような議論ではなかった。検討会では、教育委員会が本来行 うことがきちんとできているのかという懸念があり、教育委員会が本 当に期待される活動をするために、できるだけスリム化を図っていた だきたい、という趣旨であった。そのため、静岡県は委任事項の委任 にではなく、専決事項にメスを入れる、という説明であったが、その スタンスがいいかどうかは、非常に重大な問題であると思う。地教行 法では、委任について規定があるが、専決は規定されてない。大事な のは、教育委員が非常勤であり、常勤の教育長以下の事務局体勢があ るので、可能な限り適切に指導監督して適切な業務をしていただきた いということである。本当に教育委員会が戦略的な活動ができるよう にしてほしい。その観点からの委任事項の整理は、もっと抜本的に行 ってもよいと思う。これまでは地教行法の6項目であったが、それに 加えて21項目になった。逆にこれは県教育委員会の施策だということ になっているので、本当にこの数字が適切か、という議論も必要であ る。そのため、今日このタイミングでこれが適切かどうかを判断する のではなく、むしろ次回の定例会までに精査していくことが必要だと 思う。

その上で、非常に憂慮するのは、議案書4頁に臨時代理の規定があり、「教育長は、第2条の規定にかかわらず、同条に掲げる事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、非常災害その他やむを得ない事情により教育委員会の議決を経る時間的余裕がないと認めるときは、臨時に代理することができる」とある。委任した事項に関わらず、時間が無ければ教育長が臨時に代理することができるという規定であるが、基本的には委任されていない事項を、教育長が臨時代理するというのは考えられない。私の意見としては、「教育委員会の議決を経る」ということは、会議を開催する時間が無いときには、

それこそ教育委員長の職務責任で会議を本当に開催できないかを判断し、教育委員長の権限で臨時代理をすることが必要だと思う。あわせて委員長職務代理者が指定されているので、委員長が可能でなければ、委員長職務代理者の責任で判断して、次回の教育委員会の会議に報告して、それについて了承・承認を得ることが普通の手順だと思う。教育長には委任されていないにもかかわらず、教育長の責任で臨時に代理するというのは荒唐無稽である。

また、専決について、「教育委員会で本来行うべきことを専決で審議しなさい、それでできるだけ速やかに次回の定例会等で報告をして」ということだが、これまでの報告事項は、教育長が重要だと思う事項を会議に上げてきた。しかし、何が重要かという判断は、専決を認める教育委員会が行うべきであり、「こういう案件を報告しなさい」と指示しておかねばならない。その意味では、今回の第5条第3項の改正は、これまでに比べれば改善が示されていて評価できる。このようなアプローチについては基本的に賛成であるが、委任事項の問題を専決で解決することについて、教育委員会に所掌事務を残していて専決で、というのは適切ではないと思われる。

もう一つ、瑣末な問題だが、今日の説明資料によると、全国におい て委任除外規定の都道府県が40もあるのに対し、委任列挙は6都道府 県しかないとのことである。本来は何を委任しているのか明確にする ことが必要だと思う。ただ、現実的に委任列挙することが大変なのは よく分かるので、委任除外規定の仕方もやむを得ない。しかし、委任 除外の中で、この第2条を見て驚いたのは、(1)から(20)までは非 常に明確にこれだと規定されているが、「(21)教育委員会が行うとされ ている事務のうち、教育長に委任することができないと認められる事 務に関すること」となっていて、それ以外の項目とは全く違っており、 法令の整理としては不適切である。どうしてもこれを記載するのであ れば、第 2 条の列挙を(20)までに留め、(21)にあたる部分は第 2 条に 第2項を起こして「この他、他の法令又は条例において、教育委員会 が行うとされている事務のうち、教育長に委任することができないと 認められる事務に関することは別途定める」と規定すべきである。ど のような事例があるのかわからないのでこの規定を入れたのだと思う が、わからないものを最初から除外するのは法令の整理として妥当で はない。従ってこれは、第2条第2項として別にして、今後個々の事 例が起こったときに、特に定めるようにすべきである。検討会からこ のような改正を教育委員会に出して、実際に検討し始めていただいた ことは非常にありがたいが、大事なのは教育委員会が戦略的な議論が できるようにすることである。教育の根本や学校現場の問題が何であ るかをもっと集中的に議論できるように、教育委員会の濃度を戦略的 に絞ることであり、仕事は教育長以下常勤の方々に思い切って任せて もよい。それを確認する行為は、地教行法第27条に点検評価の規定が

あり、できるだけそうしていく。ただし、急がなければいけないよう な事案も起こる可能性があるので、それは専決で対応する、という戦 略的なアプローチが必要である。

今回、出してもらった議案は評価できるが、内容はもう少し詰めて ほしい。それを教育委員会が踏まえて判断すればよい。

教育総務課長: 御意見は大変ありがたい。説明について補足すると、これまで教育 委員会が教育長に委任する事項と委任できない事項が県教育委員会の規 定にはなく、地教行法の6項目のみであった。それから資料2頁の「静 岡県教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則」の3項目だけで あり、我々もあり方検討会の中で指摘されている部分について、明確に 表さなければならないと考え、各都道府県の情報を集めた。その中で、 条例で定められているので委任が難しい項目や、方針に関わるというよ うな項目を20項目にまとめた。これは事務局の判断であり、教育委員か ら「これもできるのではないか」というような御意見をいただいて、再 度詰めていきたい。

> 委任列挙については、例えば東京都などがそうであるが、調べてみる と学校の職員の勤務に関することなど、かなり限定的な項目を挙げて いる。興委員の御指摘のように、全部挙げるとすると、どこまで挙げ ることになるのかということになる。静岡県のように3項しか挙げて いない県もあるが、それでは現実的ではないので、なるべく委任事項 とセットで専決とバランスを取りながら規定したものである。この第 46号議案の議決は、時間的余裕があるので、御意見をいただいて次回 以降にまとめて再審議をお願いしたい。

ただ、第47号議案以降については、組織改変に絡み4月1日からで、 時間的余裕がない状況なので、この場での審議と決定をお願いする。

委 員: 第47号議案以降については、組織改変に絡み、急がなければならない 興 ので、課長の希望どおり、この場で方針を決めていくべきである。

溝 口委 員: 第46号議案第4条「その他のやむを得ない事情」で、想定外として考 えている内容について、次回の会議で教えてほしい。

> さて、第47号議案であるが、新設される教育監と教育長・教育次長の 違いが曖昧だと感じる。せっかくメディアの方々もいるので、「教育監 は教員出身者を充てるのか」や「別紙の網かけの部分と教育監の関わ りについて」など、詳しく教えてほしい。私の印象では、教育監は団 子の串のようなもので、全てを統括する存在のように捉えているが、 それについても解説してほしい。

教 育 総 務 課 長: 教育次長が複数配置の県もあるが、教育次長の業務は内容も多岐に わたっているので、そのスピード化のために教育監の職を設け、より迅 速に対応できるようにしたいと考えている。

> 教育監については、例えばいじめや体罰など学校に関わる業務を中心 に、1課単独だけでなく教育委員会全体の問題として、溝口委員の串 の例えのように、関連する課をまとめて意見を集約することを考えて

いる。あくまでもこの図にあるように、全体の総括が教育長であり、 その補佐が教育次長である。そして、学校教育に特化した担当が教育 監で、教育次長を補佐することを考えている。そのため、学校教育の 問題で、他の課にまたがるような課題については、教育監が一度審議 した上で、教育次長に報告するようにしたい。

溝 口 委 員: 教育監が別紙の網かけ部分の課を管轄するという解釈でよいのか。

教育総務課長: 別紙網かけ部分の課は、今回の組織改変に関わる課であり、たまたまそのように見えるだけである。なお、決裁も教育監を経て教育次長に

上がっていくようになる。

興 委 員: 今の説明で感じたことだが、別紙資料を見ると、教育監の位置付けが ライン職ではなくスタッフ職になっている。ライン職でないというこ とは、場合によっては決裁も通らないことになる。スタッフ職がいけ ないわけではないが、これを第47号議案の事務組織として考えると、 議案書14頁に「教育監は、上司の命を受けて、学校教育の重要施策に 関する事務及び業務を総括管理する」とあり、教育次長との違いが見 えてこない。以前もらった別冊資料「平成25年度末教育委員会規則改 正等の一覧」には、教育次長の職及び職制として「教育次長は、上司 の命を受けて、事務局の事務を掌理する」とあるが、この場合の「上 司」とは教育長であり、教育次長がやることは教育長の命を受けて事 務局事務を掌理することである。一方で教育監は総括管理することと なっており、教育監の「総括管理」と教育次長の「掌理」の2つの表 記があり、スタッフ職とライン職という観点で捉えたときに、「総括管 理」が意味していることが分からない。教育監の「上司の命を受けて

教育総務課長: そのように認識している。

溝 口 委 員: そうであれば、組織図を訂正したほうがよいのではないか。

興 委 員: それは特認事項で、その問題に限って意見するということでよいと思うが、「事務及び業務を総括管理」と「事務を掌理」で職掌がどうなっているのか分かりにくい。言葉の問題ではなく、分かりやすく示すこ

とによって、教育監と教育次長の役割も見えてくると思う。

なお、教育長や教育次長は多くの仕事を抱えているが、我々ももっと教育長に事務を委任して、教育長にその責任で執行していただきたいと感じている。しかし、それを担う事務局体制が整っていないと問題なので、教育次長が2人体制の県もあるが、静岡県も戦略的にできる体制を組織してもらいたい。そうすれば、教育委員が詳細まで立ち入らなくても、教育長にお任せして、年一回の点検でよいと思う。そのためにも教育長・教育次長・教育監のあり方を分かりやすく整理することが重要である。適切ではないとは思わないが、その認識をしっかりしてほしい。

」は、具体的には教育長と教育次長の命を受けてという理解でよいの

教 育 長: 教育監の「上司」は、教育長・教育次長であると考えている。ただ、

用語の整理が不十分であり、「掌理」「総括」「統括」が具体的に何を指すのかを整理し、共通理解を図っていきたい。

興 委 員: この議案については、今日議決していただいても、何ら差し支えない。 文言の修正等については、委員長の預かりとして処理してくれればよ い。時間もないので、この件での再審議は不要である。そこを含めて 整理してほしい。

教育総務課長: 御指摘の件であるが、「掌理」は事務を管理して司ることで、全体の 掌握を行う。それに対し、「総括管理」は特定の事務を総合的に調整し てまとめるという解釈で、部分的な管理である。部分的に教育監が管理 し、教育次長が全体を掌握するということである。

興 委 員: 感覚的にそう思うが、結果として教育次長の「掌理」の中で、教育監の「総括管理」されている部分に立ち入れないということにならないようにする配慮が必要である。言葉の問題ではなく、先ほどのスタッフ職とライン職の認識であれば、「上司の命を受けて」の上司に二人が含まれるということも明らかなので、その共通認識を持ってほしい。なお、溝口委員の御指摘のとおり、教育監は学校教育に精通した学校現場の専門的立場でいろいろな識見を行使すると理解してよいか。

教育総務課長: そうである。

委員長: 第9条の規定で、教育監の役割ははっきりしている。ただ、あらかじめ何をやるかは書いていないので、やるべきことは教育長・教育次長がその都度教育監に対して指示をする。ルーティンの仕事であればある程度決めても構わないと思うが、突発事故が起きた場合、例えばいじめなど教育委員会全体で考えなければいけない場合は、教育監は事務担当として情報を収集して報告するだけで、教育委員会で議論して指示することになるかもしれない。曖昧に記載されているので、逆に言うと教育長・教育次長の立場が鮮明になっている。教育長・教育次長が必要に応じて使うのが教育監、と理解してよいか。

教育総務課長: 議論の中で、教育次長2人制の県もあり、その点も考慮したが、2人制にするとどうしても役割分担する傾向が強くなり、教育委員会全体を俯瞰するのが教育長一人だけということになる。そのため、教育次長が機能して、教育長・教育次長が全体を俯瞰して、それを補完する立場での教育監の設置とした。あくまでも教育長・教育次長が全体を見ながら、ある特定の事項については、教育監がしかるべき立場をもって調整する。決裁についても、教育監を通して教育次長に上げる場合もあれば、直接教育次長にお願いする場合がある。御指導いただきながら、うまく機能させていきたい。

委員長: 並列で教育次長を2人置くこともできるが、2人の狭間にある案件に 適切に処理できないので、権限は教育長・教育次長に集中して一本化 し、教育長・教育次長に仕事の割り振りをやってもらい、その中で教 育監は適宜、タスクフォース的な役割を兼ねていると理解している。

溝 口 委 員: タスクフォース的ということだが、まだ限定しないという理解でよい

のか。

教育総務課長: 教育監は、基本的には学校教育に絡むことを担当する。そこに派生する課題もあるので、学校教育の専門の視点から現場感覚で弾力的に対応していくように考えている。

委員長:他に質問はあるか。

興 委 員: 第50号議案であるが、総合教育センターでは「研修」の文言は削除されたのか。

総合教育センター所長: 研修・研究・学校訪問指導が総合教育センターの3つの柱であり、研修は重要であると捉えている。「研修」の文言は、例えば資料49頁の専門支援課の「(1)教職員の経験段階に応じた資質能力の育成のための研究及び研修に関すること」のほか、(2)、(3)、(4)、(5)、(9)の項目にある。また、総合支援課は教科指導と生徒指導の複合的な支援を担う課であるが、この課でも例えば「(1)小学校及び中学校における教科等の学習指導、生徒指導及び進路指導の研究及び研修に関すること」のほか、(2)、(4)にある。

興 委 「研修」の表現は入っているが、この中の「研究」は教育コミュニテ 員: ィが抱えているような問題を、センターの研究機能で解決できるのか と考えたとき、ある特定事項の指導など、的を絞った研究になると思 う。教育委員会のあり方の議論でも、静岡県の教育委員会として、世 界・日本全体を見通した上で、今抱えている教育の諸問題にメスを入 れていく調査・研究機能がこの教育委員会としても必要なのではない か。一部では、教育委員会の直轄でそのような組織を設けたらという 意見もあった。それについては全ての大きな声にはならなかったが、 もっと戦略的な対応ができるような研究機能があることが望ましい。 それを事務局内部に抱えるのではなく、総合教育センターが支援作り の組織として、今後存続していくあり方を示す途ではないかと思う。 そのため、その観点からもっと抜本的に研究機能を付加させるような 戦略的な取組が、教育委員会として総合教育センターに期待すべきこ とではないか。その意味では、専門支援課・総合支援課に書かれてい るような「に関する研究」のように目標を絞るのではなく、世界 を見通した上で、静岡県の教育がどうしていくべきか戦略的に議論で きるように、検討できる場所を確保することも、静岡県教育委員会全 体のポテンシャルを高めていくことにつながると思う。その観点から、 この改正は長期的な観点から考えていくことが必要である。

総合教育センター所長: 総合教育センターの「研究」については、この「静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則」の下に、研究そのものを細かく規定した内部規則もある。その中では「研究」を、戦略的・先進的な研究を「A研究」、いろいろな教育課題に即した研究を「B研究」として区分している。そのような種類分けもあり、教育長の指示を受けてここ数年、教育施策の提言も研究しており、その中では具体的に実現したものもある。この文面には反映できていない部分もあるが、位置付けについて規

定したものは存在する。

興 委 員: そこまでできているのであれば、この規則改正の際に発表すべきである。教育長からの指示もあるとのことだが、総合教育センターの報告が教育委員会で大きく取り上げられたことがないように感じる。せっかくなので、規則の中に入れてもいいと思う。実際に内規で行っているとすると、外部の者は知ることができない。もっと表の世界に出したらどうか。

委員 長: 我々の総合教育センターへの期待は、学校現場に即した研究をしてもらうことである。例えば、高大連携や職業教育、職業高校の延長の問題など、将来を見据えた大きな研究課題は、知事部局なり別の研究機関に任せ、その諮問に応えて更に細かいことを詰めていくときに教育委員会が動くという形式で、今まで運営してきた。漠然とした十年先、二十年先の計画を現場に付加するのは、現在の組織の中では少し行きすぎであると感じる。

教育総務課長: 興委員の御指摘のとおり、「静岡県総合教育センターの設置及び使用料に関する条例」の第6項に「教育に関する研究及び調査に関すること」があり、今回はそれを受けてそれぞれの課で何をやるのかという規則になっている。ここでもし読み込めるのであれば、その形で対応したいと考えているが、いかがか。具体的には興委員が今言われた内容で、センターも動いているということである。

顚 委 員: 総合教育センターをそのように持っていこうとする委員長の御指摘は 理解できないわけではない。しかしながら、県議会において、センタ ーにそのような役割を期待されていたのであれば、総合教育センター で勤務する人々の士気を高めることにもつながる。それと併せて指摘 するが、国が平成13年1月に独立行政法人、すなわち新しく新省体制 を作ったときに、独立行政法人として国が直轄した研究所を、皆独立 行政法人にした。ところが政策研究だけは、各省庁に一つだけは残し た。文部科学省においては教育政策研究所、旧科学技術庁からは簡易 政策研究所が独立行政法人ではなく、国の直轄した研究所として今で も生きている。要するに、国の政策に直結するような部分は、内局で やるには大変なので、そのような組織を自分たちのブレーンとして抱 えていこうということである。このように国でも定着し、条例にもそ う規定してあるのならば、今回の改正の中に盛り込まないかも含め、 条例の趣旨にも適うと思うので、そこまで踏み込んで真剣に検討して ほしい。

教育 長: 総合教育センター所長からも説明があったが、センターは研修の殿堂でもあるが、現場の先生と意見交換をする中で「こういう政策をやっていく必要がある」と一番現場に近いところで提言できるため、課横断的に政策提言機能の委員会を設けて研究している。

また、実学の問題や特別支援、幼児教育の課題、グローバル人材の育成など、今日的な重要な課題について、静岡県としてどのように行

ったらよいかという大きな研究課題もある。

この2つの柱について、総合支援課と専門支援課、総務企画課で、 当面は各部署から代表者を出してもらい、プロジェクトチームで検討 し、ゆくゆくはそのような研究分野を作っていきたいと考えている。 ただ、これについては、研究課題にさせていただきたい。

委 長: 意見は出尽くしたように思う。第46号議案については、国が教育委員 員 会の組織や制度について議論しているので、ここで我々が決定しても、 それは暫定的なものになると思う。もう少し時間をかけて、整理した 方がよい。それ以外については、4月1日からスタートする組織のこ となので、今言われたようなことをしっかり整理して、文言その他整 理されていないことについては、委員長に任されたと了解しているの で、事務局で整理してほしい。

教育総務課長: 第46号議案については、改めて委員長と調整したい。

顚 員: 今回は先送りで、次回に改めて審議したい。 委

長: 国で議論していることがあるので、国で結論が出ると、ここでせっか 委 昌

く作っても、全部やり直しになることもありうる。

教 育 総 務 課 長: 事務局としては、あり方検討会の中でこのような議論があり、それ

に対応した面もあるので、その点は御承知いただきたい。

興 委 員: その点はいいが、趣旨は教育委員会の本当に必要な業務に絞って、早 急に本当に戦略的にやっていただきたい、ということである。そうい う意味では、教育委員会は委任事項がこの程度でよいのか、という感 じもする。説明でも、委任の整理ではなく専決でやりたいとのことで あった。専決の趣旨は分かるが、そのタイミングをどうするのかとい う問題もあるし、例えば「次回の教育委員会に」とあるが教育委員会

> はいつも開いているわけで、「次回の教育委員会の会議に」と訂正する べきなど、適切でない表現も見られるので、その問題も含めて残りの

時間で少し時間をかけて良いものにしてほしい。

教育総務課長: 検討していく。

長: 他県の例でも、例えば滋賀県では委任事項を少なくして多くを事務局 委 員

が担当しているが、滋賀県で何が起こったかを考えれば、それが適当 かどうかは分かることである。委任事項が少なく、事務局がしっかり やっていると言われている北海道では、学力問題はどういう状況か。

静岡県は国語Aにおいて最下位であったが、中学や他の科目も全部含 めた場合、北海道と比較すると北海道は問題を沢山抱えている。その ため、項目が多い、少ないという以上に、そこをしっかり把握した上

で、内容を整理してほしい。

教 育 総 務 課 長: 情報を集めながら、改めて報告する。

委 長: 4月に改定するものについては異議や質疑等はあるか。

全 委 員: (特になし)

委 員 長: それでは第46号議案は継続審議とし、第47号・第48号・第49号・第50

号議案を原案どおり可決する。

第51号議案 平成26年度教育行政の基本方針の策定

委員長: 議案書52頁「第51号議案 平成26年度教育行政の基本方針の策定」に

ついて、渋谷教育政策課長より説明願う。

教育政策課長: <議案についての説明>

委 員 長: 質疑等はあるか。

興 委 員: 過去にいろいろと議論されているとのことだが、いつ、どのような議

論がなされたのか。内容について教えてほしい。

教育政策課長: 具体的には11月の教育委員協議会で御意見をいただいた。どのよう

に作られたかというと、昨年まで地教行法第27条の点検評価を課ごとの施策展開表で評価に代えていたが、今年度から各課の施策展開表がなくなり、点検評価をアクションプランの項目ごとにやることになった。今回の平成26年度教育行政の基本方針については、項目の柱もアクションプランの柱とほぼ同じである。その項目の柱の中に、来年度重点とすべき項目を各委員に挙げていただき、その御意見をこちらで集約して方向性を出し、それを2、3回フィードバックさせていただいて、完成したという状況である。

興 委 員: 教育委員が議案書の53頁と54頁の5項目について個別にいろいろな意 見を出したとのことだが、それでは大変である。地教行法第27条には

見を出したとのことだが、それでは人変である。地教行法第27宗には「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とあり、この点検及び評価の過程で、どんな問題点があって、それがどうしていくか問われていることに触れて、この5項目が出てくるのが筋だと思う。せっかく第27条について説明いただいたが、あわせて教育委員から指摘されてピックアップするのではなく、やはり「点検及び評価を行ったアウトプットとしてこうなった」と説明してもらえれば、アプローチとして正しい感じがするが、今の説明ではやや不十分ではないかと思う。

満口委員: 先ほどの説明をフォローする。教育委員にはそれぞれの専門性もあるので、例えば私はスポーツを中心に学校体育の武道の項目など、各自がより専門性に近い分野について意見を出し、取り上げてもらったという経緯である。

委員長: 各委員が認識する昨年一年間の教育課題を示して、各5項目ほど各委員が書いて、昨年までの施策の中で変えるべきところを指摘してもらった。コミュニティ・スクールの導入促進やいじめ防止に関しても、過去の経緯を含めて更に具体的になり、内容もかなり変わっているという理解である。

また、先ほどは触れられなかったが、以前は50項目ほどの採点項目があったが、振興基本計画ではそれも倍に増やし、数値に換算できる

ように目標も変更した。以前はアンケートをとって、中間目標が達成できれば、結果はどうであれ会議や検討会を実施しただけで、成果を問われない項目が多かった。教育現場なので数値化できないものもあるが、数値化が難しい項目を除いて極力数値化するようにしたという点で、教育政策課が自分で自分の首を絞めるくらい厳しい内容になったと思う。

興 委 員: 教育委員に意見を出してもらうのはいいことであるが、それが点検の 結果で出てくる項目にしていくべき。その意味で、メスの入れ方とし てのアプローチが必要だと思うので、今後も心がけてほしい。内容に ついて、私から申し上げる意見はない。

> なお、55頁の「重点施策と主要な取組」は、この基本方針を受けて どう具現化するかの必要な行動なので、「参考資料」となっているが、 「参考」という軽いものではなく、重い意味を込めてメッセージを出 してほしい。

教育政策課長: 審議のために「参考」という言葉を使ったものである。この方針自体は、具体的事業に対して個別の事業内容のものについての目標数値やスケジュール等を加えて、計画版を付帯して冊子化したい。その冊子を見れば、来年度の教育委員会の事業が全て分かるような資料を、この方針の下につけて配布していく。

委 員 長: 参考資料ではなく、サマリーであるということだ。

教育政策課長: 今回は項目について一つずつは説明できないので、参考資料とさせ

ていただいた。

委 員 長: 質疑等はあるか。

全 委 員: (特になし)

委 員 長: 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員: (異議なし)

委員長:第51号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 教職員コンプライアンス委員会の開催結果

委員長: 報告事項1頁「報告事項1 教職員コンプライアンス委員会の開催結果」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長: <報告事項についての説明>

委 員 長: 質疑等はあるか。 溝 口 委 員: お願いが3点ある。

1点目は、懲戒処分の案件でわいせつ事件が目立つ。校内で生徒に対するわいせつ事件もあり、緊急的なわいせつ根絶への取組がどのように行われるのか補足説明をしてほしい。県民の信頼を損なう事件が相次いでいるので、ぜひ早急に取り組んでほしい。

2点目は、この一覧表に関して、その学校での在籍年数も掲載して ほしい。長期間在籍することで、不祥事も起こりやすくなると感じる。 公開の場で啓発になると思う。

3点目であるが、そうは言っても、真面目に仕事をされている先生が ほとんどである。学校現場が事件のたびに自信をなくさないよう、使 命感の高揚や自信の回復、また保護者や生徒に対する信頼回復のため にも、Eジャーナル等で良い取組成果を紹介してほしい。

教育総務課長: 前回の定例会でわいせつ事案の処分をしたが、その直後に教育総務 課から各所属に通達を出し、すぐに対応するために研修会等に組み込む よう文書も出した。事務所単位でも各校長を集めて指導を行っている。 教育総務課からも担当者が校長協会の理事会等に出向いて、その旨を伝 えて対応を進めている。ただ、ここで指摘されていることであるが、プ ライバシーに介入することについてはやり方が難しいので、外から情報 を伝えながら個人的な問題を把握していくしかないのではないかと思う。 しかし、面談を繰り返すことで、自身で話すようになったという報告も ある。こちらから家庭状況まで踏み込んで聞き出すことは難しいが、面 談の中で本人から相談されることもあるので、不祥事根絶に向けた糸口 の一つにはなると思う。なお、特に研修が少ない校種等も指摘されてい るが、その点も踏まえて指導していく。

> 次に、不祥事を起こした教職員の在籍期間公表については検討してい く。

> そして、真面目な先生については御指摘のとおりであるので、我々も Eジャーナルの中で紹介していることを報告した。コンプライアンス 委員会でも、先生が自信を持って元気に活動してほしいとの意見をい ただいたので、更なる方法を考えていきたい。

学校人事課人事監:

教育総務課長から報告があったとおりであるが、小中学校でも、事務 所あるいは市町ごとに校長会等が開かれ、そこに学校人事課の管理主事 が出向いて説明を行っている。報告を受けた事例の中には、校長会の結 果として、その翌日に早速、不祥事根絶研修を実施してくれた学校もあ る。教職員の在籍期間については、小中学校も基本的に5年以上の教員 について異動を検討している。個々の事情もあるが、そのことを意識し て人事異動の業務を進めているところである。

溝 口 委 員:

- 早急的に対応していただいたことは評価したい。ただ、注意喚起はよ くやってくれているが、わいせつ事件が重なっている原因分析がまだ できていないように思う。「わいせつ行為をしないように」と伝えるだ けでなく、不祥事根絶委員会等のデータもあると思うので、不祥事が 起こる要因や再発防止策を明らかにした上で、校長会等で改めて声か けをしてほしい。4月にかけてのこの時期は不祥事が起こりやすい時 期でもあるので、そのことも意識して行ってほしい。

教育総務課長: 一昨年、不祥事根絶委員会で150件ほど分析し、報告をまとめた。そ れ以後に出ている事件もあるので、それも含めて改めて分析し、学校に も傾向を伝えていきたい。

委員: 校長から継続的に伝えてもらっているが、それぞれの先生が自分の身 髙

に置き換えて聞いていない。自分がそんなことをするとは思わなかった、という加害者も出ている。それぞれの先生に自覚させるのが、校長の手腕の見せ所でもある。自分の学校の教職員が、我が身に置き換えて考えられるような働きかけを、管理職としてどう行うかということだと思う。

ただ、真面目な先生がほとんどであり、それをEジャーナルで広報していくとのことであったが、それだけでは保護者など県民の皆様には広く伝わっていかない。地域の方々にお知らせしていく方法も、校長の工夫次第である。そのような取組を進めることで、信頼も積み重ねていけるのではないか。

教育総務課長: 今後、検討していく。

委員長: 学校のブランド力が上がれば、不祥事を起こす人が減るというデータ もある。不祥事が発生したときに叩くだけではなく、学校全体の雰囲 気を明るくして、何でも言える学校づくりをしてほしい。

> 最近は、特に40代後半や50代の先生が不祥事を起こし、懲戒免職に せざるを得ないケースが多い。苦労が多い職場で、50代まで勤めてゴ ールが見えるところまで来ているわけだが、第二の人生が送れる直前 になってそれを棒に振っている。わいせつ事件は警察が介入するため、 我々が直接加害者の話を聞く機会はないが、体罰については出向いて その先生から事情の聞き取りを行うことがある。そのとき、体罰事件 が50代になって発覚して問題になったが、30代や40代の頃から体罰を していたのではないかと感じることもある。わいせつ事件は一回で懲 戒免職となるが、体罰教員は状況によっては免職にはならず、学校に 残っているケースも多い。その先生に対して、一度犯したことに対し て、きちんと反省できる機会が必要である。それは髙橋委員の御指摘 のとおり、校長が相手の立場になって話をし、それから教育現場で共 に働く者として校長も一緒に悩みに立ち向かっていくということをし ないと、なかなかよくならないのかと思う。先日の公安委員との意見 交換会でも、乱暴な子どもが増えている中で、それに対抗する先生は 一切の手出しを禁じられて、生徒の暴力によって身体中アザだらけに なって、うつ病を発症する先生の悲惨な状況が紹介された。警察官O Bであるスクールサポーターは、体力的にもしっかりしているが、普 通の教員にそれを求めるのは非常に難しい。「では、解決できないのか 」と聞くと、スクールサポーターからは「それはできる」という答え があった。その解決策がチームワークであり、校長・教頭以下学校の 先生方が一致団結することで子どもたちは悪さをしなくなるし、それ なりに学校現場は収まるということであった。ただ罰を与えるのでは なく、子どもたちの問題、それに対応する先生方の問題に、管理職も 正面から立ち向かう。その上で状況が悪ければ、スクールサポーター も活用すればよい。

ただ、スクールサポーターは予算がないとのことであった。学校現

場への思いから、公安委員会の予算で人を送ってくれているので、学校が荒れてスクールサポーターが必要であれば、公安委員会だけでなく、我々も予算を持って対応していくことが必要になってくると思う。

興 委 員: 今日のコンプライアンス委員会の開催結果の報告の中で、今後に生かしていくこともある。教育総務課長からは、ある箇所について「日詰コンプライアンス委員長が」という説明があったが、ここに挙がっている意見は、各委員が発言したものか、それとも委員長が総括して発言したのか。総括ということになれば、各委員の発言の上で、これは重要だということでメッセージを出したのだと思うので、そういうことがあったのか教えてほしい。

教育総務課長: 委員長が総括して発言した。

興 委 員: もしそうであれば、「委員長が総括してこうだ」と書けば、この開催 結果報告の重みが出る。各委員の発言を超えて、委員長がその場の雰 囲気をまとめ、このようなメッセージを出したということを強調して もらえるとありがたい。

> もう一つ重要なのが、報告書の3頁に「うまく機能しないところの 根っこのところにどんな課題を学校教育現場が抱えているのか。そう いうことを教育委員会がきちっと把握することが重要である。」とある が、ここだけは教育委員会に直接的に投げかけられている。今日の報 告を聞いて、これを教育委員会がどうするかが重要な問題の捉え方で ある。

> もう一つ、報告書の(5)にもあるが、そもそも大事なのは人権教育であり、その上に立ってハラスメントの問題がある。パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどがある中で、静岡県ではパワー・ハラスメト防止指針を策定しようとしているが、パワハラだけでいいのか。セクハラ防止指針も教育委員会が所掌している社会として、必要だと思う。その理念に立って、なぜ今、パワハラだけを取り上げるのか。もっと広く、ハラスメント防止指針の策定として、その中に人権教育のあり方について謳うべきである。

また、資料8頁の策定の手順に「(1)指針に含めるべき事項の徹底」として、どのようなものを入れるのかが出ていたが、2月までに決めるということであった。2月は待ったなしの段階だとすると、指針の中に何を入れるかが、どのタイミングでどう決めるかは分からないが、教育委員会がいちいち指示すべきなのか。そういう観点から、人権教育、ハラスメントが何であるか、教育の現場で何が起こっているのか教育委員会はきちんと把握して、こういうものに生かすようにしてほしいという声も反映しなければいけない。せっかくコンプライアンス委員会を開催したので、アウトプットして見えるようにしてほしい。せっかく報告いただいたので、やっただけで消えてしまうのはもったいないと思う。

教育総務課長: あくまでも予定であるので、今の御意見を参考にこちらの業務を組み立てていく。一部を変更するかもしれないが、いただいた御意見を反映できるよう調整したい。

委 員 長: 他県では、その県に立地している大学の教育学部と教育の問題につい て議論している、という報告もあった。静岡県でも、先生になった人 のうち、県内の教育学部を持っている大学を卒業した人の割合が高い。 その人たちが大学の教育学部で、切実なハラスメントの問題や学力の 問題、非行の問題など、今起こっている課題を何も聞かされずに、綺 麗事として学校教育の学科勉強だけをしていたのでは、教員になる心 構えとして足りないと思う。県内の大学はそれほど多くはないので、 教職を担当している学部長や学科長、授業を担当している教授に集ま ってもらい、我々が協議する場を持てば、これから先生になる学生た ちに、大学の先生からそれなりのメッセージを出してもらえるのでは ないか。それについて検討してほしい。ハラスメントの問題は、コン プライアンスだけの問題だけではなく、教育問題全般について心構え のある先生が出なければ解決できないので、学生時代に認識させるこ とが大事であると思う。

他に異議はないか。

全 委 員: (特になし)

委員長: 報告事項1を了承した。

報告事項 2 静岡県教育振興基本計画第 2 期計画(案)に対するパブリックコメントへの対応

委員 長: 報告事項4頁「報告事項2 静岡県教育振興基本計画第2期計画(案)に対するパブリックコメントへの対応」について、渋谷教育政策課長より説明願う。

教育政策課長: <報告事項についての説明>

委員長: 質疑等はあるか。

パブリックコメントの内容を見ると、教職員組合1団体と、あとは個人2人からの意見ということか。

教育政策課長: 別冊の一覧表の24番と68番が個人からの意見であり、残りは1団体 からのものである。

興 委 員: 意見を誰が出したかは別にして、これだけ多くの御意見をいただいた のはありがたいことであり、真剣に検討していくことが必要であると 思う。しかし、すぐに計画に反映しなければいけないかどうかは、別問題である。なお、今の説明を聞いて「計画における今後の方針」に 「個別の取組を実施」となっているが、「個別の取組を実施」の意図するものが分からない。個別の取組を実施する段階において、今の計画について言っているのか、個別の計画を実施する段階においてそうい う内容のものが盛り込まれるように努めるということを意味している

のか。

教育政策課長: パブリックコメントへの対応のところにはそういう文言で書かせて いただいているが、このパブリックコメントにどのように対応するか、 ということになると、対応がないということになる。

興 委 員: 「個別の取組を実施」という表現が分かりにくい。計画へは反映する 必要はないが、個別の取組を実施する段階において、指摘された問題 を措置するかどうかを考えるのか、すでに入れ込むということを言っ ているのかが分からない。「実施」は個別の取組として行うというメッ セージか。

教育政策課長: 表の右の3枠目は、今回の説明のために作成したものであり、これが公表されることはない。項目によっては、例えば35人学級の項目ではもっと人を増やしてほしいという意見もあるが、そういった意見は単年度予算の審議の中で議論すべきことになるので、そのようなものと計画全体の中で長期的に計画に盛り込んであるものがある。それらが区別なく「個別の取組を実施」の一言にしてしまった。

興 委 員: 「個別の取組を実施」ということは、これに反映させると決めるのか。 大切なのはこの要望を行政部署としてどう受け止めて、後は予算要求 をやるかどうかである。この表現を峻別する取組が必要だと思う。

「この 2 枠は公表しないから問題ない」とするのではなく、教育委員会にどう報告したか、そしてこれについての対応として教育委員会がどう考えるのかが問われている。パブリックコメントは社会の方々からの期待であり、行政機関としてはその期待に真摯に答えていくことが必要である。曖昧な言葉で対応せず、一人ひとりに対応できるように工夫してほしい。

委員長: この表は教育委員会での説明用である。これを読んで、「取組を実施している」とか「これからしていく」のように、実施の後に未来形・現在形・過去形が入るのかと思っていたが、個別は盛り込んであるので、こういう形式にしたのかと思う。なお、聞かれた人には個別に回答しているのか。

教育政策課長: パブリックコメントへの対応に関しては、一覧表を公表する。

興 委 員: 個別には出さないのか。

教育政策課長: 出さない。

委員長:一覧表はこの表か。

教育政策課長: この表をこのまま公表するのではなく、パブリックコメントの内容 欄と対応欄を公表する。誰が出したか、などの情報も公表できない。

教育政策課指導主事: 一覧表の「パブリックコメントの内容」の欄と「パブリックコメント への対応」の欄、この2つの欄によって県民に公表していくというこ

とである。

委 員 長: 「なし」と「個別の取組を実施」のところは公表されないということでよいか。

教育政策課長: そうである。

興 委 員: 意見を出した方々は「パブリックコメントとして計画案に反映してい

ただきたい」と思って意見を出している。「計画への影響については、こういうことでやっていて、計画そのものへの記述の変更は考えていない」と個別に答えてもいいのではないか。それも含め、真剣に応えていくのがパブリックコメントの意義である。「議論を進めてまいります」と言ってうやむやにするのではなく、そのような配慮が必要だと思う。

委員長:他に異議はないか。

全 委 員: (特になし)

委員長: 報告事項2を了承した。

報告事項3 平成25年中の児童生徒の交通事故発生状況

委 員 長: 報告事項5頁「報告事項3 平成25年中の児童生徒の交通事故発生状

況」について、輿水学校教育課長より説明願う。

学校教育課長: <報告事項についての説明>

委員長: 質疑等はあるか。

他県と比較して、悪いほうだと記憶しているが、静岡県全体として

は、交通事故は増えているのか。

学校教育課長: 全国的に判断すると悪い方である。

委 員 長: それにも関わらず、子どもの交通事故は減ったということか。

学校教育課長: そうである。

委 員 長: シニア層の交通事故が増えているということか。

学校教育課長: それについては把握していない。ただ、ここ何年かの分析で、4月

5月と11月12月に、児童生徒の交通事故が多いので、今年度は11月1日にまず研修会を開き、12月にも改めて通知を出した。さらに今年は「命を守る力を育てる」という冊子を活用し、教科横断的に先生方に授業内等で指導していただくことを徹底したことが、児童生徒の交通事故減少につながったのかと思う。来年度も継続していきたい。

委 員 長: よろしくお願いする。子どもたちの安全が県民の願いである。

興 委 員: 報道等でも問題になっているが、自転車に乗って、歩道で猛スピード

を出している子どもが多い。警察官に注意される程度で済めばよいが、 高齢者とぶつかって大変な問題になるケースも起こっている。実際に 問題が起こってからでは遅いので、自転車の運転の仕方も、注意喚起

してほしい。

委員長:他に異議はないか。

全 委 員: (特になし)

委員長: 報告事項3を了承した。

報告事項4 平成25年度「地域とともにある学校づくり」推進協議会

委 員 長: 報告事項6頁「報告事項4 平成25年度「地域とともにある学校づく

り」推進協議会」について、羽田小中学校教育室長より説明願う。

小中学校教育室長: <報告事項についての説明>

委員長: 質疑等はあるか。

興 委 員: コミュニティ・スクールのメリットについては議論されたようだが、

コミュニティ・スクール導入を憂慮する声はあったのか。

小中学校教育室長: 今回のワークショップでは、基本的に良さを重点的に意見交換する

ということだったので、そこで具体的に参加者から問題点についての指摘はなかった。ただ、指導講評をされた西孝一郎氏が、京都で実施するに当たって、やはり課題になっていたことを例として挙げたものはあった。それは「市町・学校が、現在の制度で地域とうまく連携できているので、導入の必要性を感じない」や「導入によって、学校の多忙化が増す」、「導入に際して規則を定める必要があるが、その規則制定が負担となる」、「校長の学校運営の基本方針に、学校運営協議会の承認が必要になることが心配」などであった。しかし、それぞれについて、実際は問

題ないという話であった。

委 員 長: コミュニティ・スクールの推進をしているが、平成25年度もすでに終

わりに近づいてきた。しっかり引き継いで、平成26年度も推進するよ

うお願いする。

他に異議はないか。

全 委 員: (特になし)

委員長: 報告事項4を了承した。

報告事項 5 平成26年度介護のための離職再採用制度における再採用選考試験の結果に ついて

委 員 長: 報告事項7頁「報告事項5 平成26年度介護のための離職再採用制度

における再採用選考試験の結果」について、渡邉学校人事課人事監よ

り説明願う。

学校人事課人事監: <報告事項についての説明>

委 員 長: 質疑等はあるか。

この先生は離職後2年以内の規定の中で、再採用となるのか。

学校人事課人事監: そうである。

溝 口 委 員: 自分の身に置き換えて考えたとき、母の介護で離職して、この制度で

再採用されたとして、再び父の介護で離職せざるを得ないことを想像

してしまった。この制度は一回しか適用できないのか。

学 校 人 事 課 長: 介護の対象が別の人であれば、適用できる。

委員長: 一人の介護が終わり、再採用される直前に次の介護が必要になったら

どうなるのか。

教 育 長: 再採用として一度職場復帰して、介護休暇等で対応していただくこと

になる。

委員長:一旦、復帰した形をとるということか。

教育長: そうである。

興 委 員: 離職後2年間の規定があるが、なぜ2年なのか。

学校人事課長: 2年と年度の終わりまでが有効な期間となっている。具体的には、

介護休暇や介護欠勤を取った後に、最後の手段として退職し、その後2年間の特別な期間を設けている。一定の期間を設けないと、こちらも際限なく待つことになるし、その先生にとっても長く休んだ場合はそのま

ま教職に戻るのは難しいと思う。

興 委 員: 人材の確保という意味で、何かの課題を済ませれば考慮する余地があ

るか、という観点がない。それをやる必要があるかは別だが、人材が 多様化する中で、2年の制約が何であるのか、明確にすべきである。 公務員についての特例措置であるということではなく、介護という特

殊な事情もあるので、検討してほしい。

溝 口 委 員: この制度を適用しても、辞める場合は自己都合退職になるのか。

学校人事課長: そうである。

委 員 長: 民間でも、女性活用の目的のため、育児休暇も含め、短時間勤務を認

めるなど勤務形態を緩和している。この規定がいつ作られたか分からないが、今の一般的な常識で、民間の実態とかけ離れていないか確認してほしい。民間には短時間勤務などの先進事例もある。学校現場でできるかという問題はあるが、学校の先生へは非常に厳しい倫理観を我々も求めているので、安心できる働く場を提供することも我々の務めであると思う。検証してほしい。

他に異議はないか。

全 委 員: (特になし)

委員長: 報告事項5を了承した。

報告事項6 三ケ日青年の家指定管理者引継の状況(中間報告)

委 員 長: 報告事項8頁「報告事項6 三ケ日青年の家指定管理者引継の状況

(中間報告)」について、山田社会教育課長より説明願う。

社 会 教 育 課 長: <報告事項についての説明>

委員長: 質疑等はあるか。

3月 18 日に開催される第2回青少年教育施設等安全対策委員会には、

教育委員も出席するのか。

社会教育課長: 御都合のつく教育委員に出席をお願いしたいと思っている。

興 委 員: 外部専門家として指導助言を担当される、大東文化大学の中村正雄教

授の専門分野は何か。

社会教育課長: リスクマネジメントに詳しい野外活動専門家である。

興 委 員: 野外活動におけるリスクマネジメントの権威ということか。

社会教育課長: そうである。

興 委 員: この報告を見て心配になったのは、マニュアルは確かに重要であるが、

マニュアル偏重では、いざと言うときに対応できないので、マニュアルのみに固執している人はリスクマネジメントには対応できないということを理解していただきたい。従って、「マニュアルを機能させることが重要 想定外を減らす工夫が必要」は感覚的には理解できるが、大事なのは緊急事態になったときに、いかようにも対応できる能力の涵養である。組織としてその意識を持たなければ対応できない。中村教授一人だけではなく、複数の助言者が入ることで助言が重層的になるのではないか。

- 溝 口 委 員: 中村教授は野外活動で著名な先生で、専門外ではない。海洋活動の専門かはわからないが、少なくとも野外活動の世界では非常に有名な先生である。
- 興 委 員: このような問題が起こったとき、三ケ日青年の家が海洋活動をするのでそれだけを確認するのではなく、全体のマネジメントの観点からもっと広く見るようにしてほしい。

また、3月18日の第2回青少年教育施設等安全対策委員会について案内をもらい、ありがたく思うが、この委員会は教育委員会事務局の中にある委員会なのか。

- 委員長: 教育次長を委員長として開催される委員会である。
- 興 委 員: このような委員会への教育委員の関わり方について提案がある。教育 委員が象徴的に出席することも大切であるが、このような委員会を設 ける場合には、担当の教育委員を決めておいたらどうか。そしてその 委員が定例会で報告するようにすればよい。委員会開催のたびに声を かけてもらって、都合のつく委員が出席するのではなく、統一的な目 線で見て、それを速やかに教育委員会に報告してもらうという形が必 要なのではないか。
- 委員長: 少なくとも三ケ日青年の家の事故当時、教育委員に就任していた髙橋 委員と私は、すでに辞められた伊藤委員や金子委員とともに、事故の 検証や具体的な対応策について熱心に議論して、あのような事故が二 度と起こらないようにという観点でマニュアルを作ってきた。そのマ ニュアルに基づいて安全対策がきちんと行われていることを見届ける ことが、我々の責任だと思う。そのため、髙橋委員と私は少なくとも 参加して確認したいと考えている。
- 興 委 員: マニュアルを作ってどのように使うかという能力が求められているが、 現在の社会的な状況として、マニュアル偏重になりがちである。自分 もかつて危機管理に対応してきたが、マニュアルは最低限のルールに すぎず、それを超えて対応できる能力が問われているのである。その ことを確認していくことが教育委員会として必要なことで、マニュア ルレベルは最低限の要請だと思っていただきたい。
- 委員長: 天候に対する捉え方では、マニュアルも確かに作成されているが、マニュアル以上に子どもたちのことを考えて、無理をしないように改善されている。天候が急変するという予報がなくても、参加する子ども

たちの中に体調不良の子がいた場合は、集団全体がその子の様子に合わせるという指示もマニュアルの中に入っている。カッターボートの転覆についても、実際にカッターを牽引したことがなかったにもかかわらず、モーターボートで牽引し、モーターボートの牽引する力とカッターボートの持っている力が異なっていたことで転覆してしまった。今のマニュアルの中には、牽引の方法等も含まれている。「マニュアルを信用するな」ではなく、マニュアルどおりにやれば転覆事故は起こらないということを目指して、マニュアルを作成した。

もう一つ、事故の際に、生徒がまだ水中に残されていたことの確認が遅れたが、直ちに捜索していれば助かったかもしれない。そのため、乗船名簿と乗船した際の点呼確認を徹底し、救助されたときに助かった人を再確認して、乗船時の人数とあっていなければ、すぐに捜索するようにした。確かにマニュアルがすべてではないし、マニュアルによっても防げないことも起こりうるかもしれないが、少なくとも専門家の意見も踏まえ、我々教育委員も起こしたことに対する反省を含めて、マニュアル作成に際してはしっかり目を通した。まずはマニュアルに沿ってきちんと行い、マニュアル以上の緊急事態が起きたときには、リアリティを持って想像力をたくましくすることも必要である。ただ、前回の事故は、マニュアル自体も中途半端であり、その反省で新しいマニュアルができたと認識している。

溝口委員:教育委員会事務局もかなり丁寧に対応していただいたと感じる。私も教育委員の体育担当として、訓練に参加した際はボートにも乗り込んで、子どもの目線で恐怖感なども体験した。訓練に実際に参加することで、三ケ日青年の家の活動が、これまでのように海洋活動にこだわらず、陸上プログラムもできてきたことも知ることができた。「せっかく三ケ日に来てくれたので海へ」ではなくなってきた。

このマニュアルについても、事務局も教育委員も真摯に喧々諤々の 議論でやってきたもので評価できる。

委員長: 議論を4、5回重ねて完成したものである。

興 委 員: 私が言いたいのは、マニュアルが不要ということではない。ただ、マニュアルは最低限の要請であり、マニュアルの中に危機対応を規定しても、実際の緊急事態では対応が難しいので、マニュアルの重要性は別として、これを超える対応を心掛けていくのがむしろ社会の要請である。マニュアルに抵触したら違反になるので、抵触しないように最低限でやっていれば、ペナルティにはならない。しかし、それを望んで保護者が子どもを託してきたかというと、それは違う。マニュアルを超えて、いかようにも対応できることが社会の信頼につながるので、その資質を三ケ日青年の家に求めていくことが我々の責任であると思う。

社会教育課長: 御意見をいただき、ありがたく思う。

3月 18 日の第2回青少年教育施設等安全対策委員会であるが、指定

管理者が変わった4月から団体の受け入れが始まる。まだ海洋活動はスタートできないので、今回は陸上プログラムにおける緊急対応のシミュレーションを中心に確認していただく。もちろん、海洋活動についての引継も非常に大事なので、海洋活動については映像で確認してもらうことを計画している。

委員長: 職員5人の移籍ということだが、以前にも担当してくれた人達が移籍

するといっているのか。

社 会 教 育 課 長: そうである。

委 員 長: キャプテンも移籍するのか。

社会教育課長: キャプテンは小学館プロダクションの社員であり、移籍はしない。

委員長: 非常に信頼感がある。

社会教育課長: 副所長であるが、丁寧に御指導いただいている。その副所長のノウ

ハウも引き継いでいきたい。

委員長:他に異議はないか。

全 委 員: (特になし)

委員長: 報告事項6を了承した。

報告事項 平成26年3月の主要行事予定

委 員 長: 報告事項9頁「報告事項 平成26年3月の主要行事予定」について、

杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長: <報告事項についての説明>

委員長: 報告事項を了承した。

【閉会】

委員長: 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成25年度第22回教育委員会定例会を閉会とする。